

健康経営セミナー

〇〇〇〇〇
〇〇



健康経営 オンライン セミナー

健康経営の今がわかる!

2時間で
わかる!



開催日時

令和8年9月18日(金)
14:30~16:30



カメラOFFで
気軽に
受講したい!



参加方法

オンライン



他社の
取り組みを
もっと知りたい!



参加費

無料

セミナー内容

※セミナー内容は変更となる可能性があります。

講演①

健康経営の最新トレンド

経験豊富な日本医師会認定産業医による講演!

講演②

健康経営の事例紹介

先進企業が行っている事例がわかる!



講演③

健康経営優良法人2027の申請について

健康経営優良法人認定制度、事務局の日経新聞社が解説!!

申込受付

申込フォーム

<https://forms.gle/UsHPE37DJDexrWDi8>

●受付後、受付確認および視聴方法等をメールでお知らせします。



出産で仕事を休んだ時の給付金について

被保険者が出産のため仕事を休み、その間の給与を受けられない場合の生活保障として「出産手当金」が支給されます。「出産手当金支給申請書」に事業主と医師等の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

支給を受ける条件は？

次の①から③の条件すべてを満たす必要があります。

- ① 被保険者の出産であること（被扶養者は対象外です）
- ② 妊娠4か月（85日）以上の出産であること
- ③ 出産のため仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと



請求できる期間は？

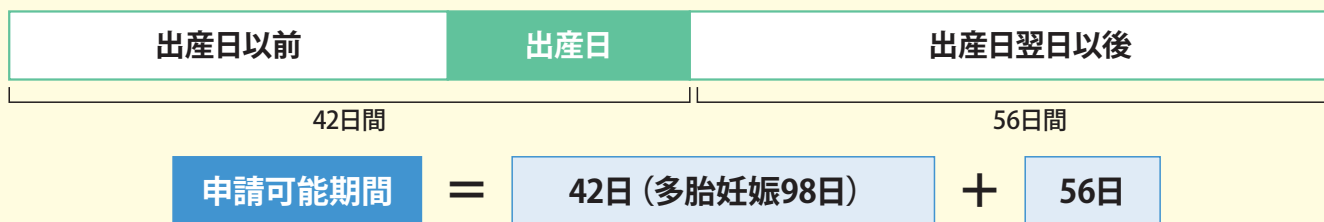
産前・産後の休業期間のうち、会社を休んだ期間が申請の対象です。

産前：出産日（出産が予定日より遅れたときは出産予定日）以前42日間（多胎妊娠の場合98日）

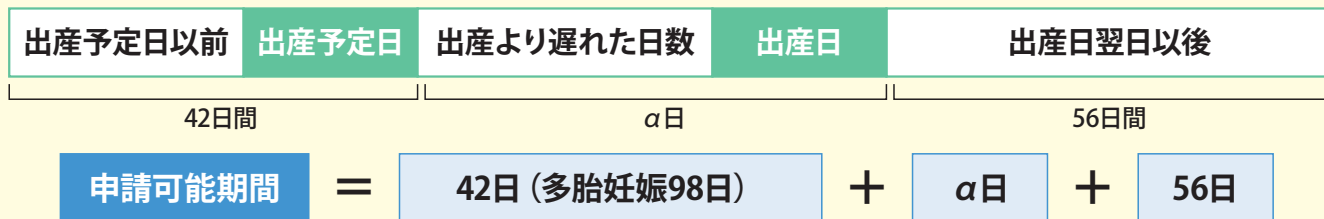
産後：出産の翌日から56日間

※出産が予定日より遅れた場合は、遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

◎出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



◎出産予定日より遅れて出産した場合



支給される金額は？

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

直近1年間の標準報酬月額の
平均額の30分の1

出産手当金について
詳しくはこちら

